

## 川崎市市民オンブズマン及び川崎市人権オンブズパーソンが着任しました

令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となる清野 幾久子川崎市市民オンブズマン及び池宗 佳名子川崎市人権オンブズパーソンの後任として、山下 りえ子川崎市市民オンブズマン及び野村 武司人権オンブズパーソンが、令和 7 年 4 月 1 日から 3 年間の任期で着任しました。

### 1 新任者

#### (1) 川崎市市民オンブズマン

氏名 山下 りえ子 (やました りえこ)  
任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間  
略歴 東洋大学教授  
東京都武蔵野市在住、昭和 38 年生まれ

#### (2) 川崎市人権オンブズパーソン

氏名 野村 武司 (のむら たけし)  
任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間  
略歴 東京経済大学教授  
東京都国分寺市在住、昭和 35 年生まれ

### 2 経過

令和 7 年第 1 回市議会定例会において議会の同意を求める議案を提出し、3 月 19 日に議決されました。

### 3 参考

#### (1) 市民オンブズマンとは

川崎市市民オンブズマンは、「川崎市市民オンブズマン条例」に基づき、市民の市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告するとともに、制度の改善を求めるための意見を表明することにより市民の権利利益の保護を図り、もって開かれた市政の一層の信頼の確保に資することを目的として設置しています。

管轄は、市の機関の業務に関する事項及び当該業務に関する職員の行為(同条例

第2条)とし、定数は2人です。

(2) 人権オンブズパーソンとは

川崎市人権オンブズパーソンは、「川崎市人権オンブズパーソン条例」に基づき設置しており、同条例第2条により「川崎市子どもの権利に関する条例」及び「川崎市男女平等かわさき条例」に規定する、子どもの権利と男女平等にかかわる人権の侵害を管轄とし、定数は2人です。

その職務は、人権侵害に関する相談に応じ必要な助言及び支援を行うこと、人権侵害に関する救済申立てまたは自己の発意に基づき調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと、制度改善を求める意見表明を行うこと、勧告、意見表明等の内容を公表すること、人権に関する課題について意見を公表することです。

問合せ先

(川崎市市民オンブズマンについて)

川崎市市民オンブズマン事務局 山口

電話 044-200-3693

(川崎市人権オンブズパーソンについて)

川崎市市民オンブズマン事務局 原

電話 044-200-1464